- 日 時 平成29年2月4日 (十) 19:00~21:05
- 場 所 志津南市民センター多目的室

出席者(会長)中原 (副会長)大上、髙岡、舟木

(町内会長) 今井、金馬、小川、秋本、黒田、山中、横山、柏原(代理)、白石、小林、桑原 (グループ代表) 上田(代理)、斎藤、中西 (事務局) 妹尾、長谷川、渕側

(市民センター) 一浦

<敬称略>

## 1. 報告・連絡事項

- (1) 会長から
  - ①会則改正の件について

前回の理事会での結論に従って、会則改正の必要性等について草津市まちづくり協働部に相談した結果、会則改正は必要ないだろうということになった。その理由は次のとおり。

- i)現行の会則第5条(活動)第5号に「草津市とのパートナーシップによる協働のまちづく りの推進、市が策定するまちづくりの構想、計画等に対する提言等に関すること。」とあ り、まちづくりセンターの管理運営業務はこの前段の部分に該当する。
- ii)まちづくりセンターの管理運営業務は、草津市と締結する協定に基づいてまちづくり協議会が行うもので、会則で個別に明記する必要はない。
- iii)第13条(本部)第3項の「協議会運営」の内容には、①のとおり、まちづくりセンターの管理運営業務も含まれることになり、別途に明記する必要はない。
- ②事務局職員の採用について

4月からの事務局職員2名増員に関して、1月13日にハロワークに申し込んで1月20日に締め切ったところ、応募が2人あった。現在、志津南市民センター嘱託職員の徳岡さんと小林さんで、2人とも市民センター嘱託職員として5年の経験があり、この2人の採用を決めた。

- ③奈良市自治連合会からの先進地視察研修(2月9日)について 奈良市では、この草津市のまちづくり協議会の仕組みに今後移行したいということで、2月9 日に自治連合会の会長の皆さんと市の担当職員が、草津市および志津南学区まちづくり協議会 に研修に来られることになった。
- (2) 各町内会・各グループ・事務局からなし

## 2. 審議事項

- (1) 会長候補者および監事候補者の選定について
  - ①平成29年度の会長候補者として、若草四丁目在住の花澤仁左エ門さんを選定。 花澤さんは、平成5・6年度の2年間、若草四丁目町内会長および若草自治会長を務め、平成18 年度には若草四丁目町内会副会長および若草地区町並み保存委員会委員長にも就いた経歴がある。
  - ②監事候補者として、若草五丁目町内会長の大上勝彦さんとかがやきの丘町内会長の白石雅紀さんを選定。
- (2) 施行細則改正(案)について
  - ①去年の7月2日の第3回理事会において、施行細則第6条第1項の規定の意味が不明だという意見があったので、理解できるような表現に改正したい。現行では「会長の選出にあたり、会則第9条第1項の規定によることが困難な場合」となっているところを「次年度の会長の選出にあたり、当年度の役員以外の会員から選出することが困難な場合」とする。
  - 【中西】この表現では、当年度の会長の再任よりも、当年度の役員以外の方でやりたい方がいらっしゃった場合はそちらが優先されるというように解釈できるが、その辺りはどうか。当年度の会長が再任された方が適切な場合もあると思うが、それを妨げる表現になっているのではないか。
  - 【舟木】公募して候補者が出てきた場合に、現在の会長もやりたいということであれば、2人の選挙となる。

- 【大上】候補者が2名いれば、理事会で1名に絞る選挙をしないといけない。
- 【中原】現行の会則には公募の規定はない。あくまで、理事会で選定することになっている。
- 【斎藤】「次年度の会長の選出にあたり、当年度の役員以外の会員から選出することが困難な場合」というのはなぜ必要なのか。
- 【大上】当年度の役員に結び付けていると思う。他に候補者が無かった場合は、当年度の理事の 誰かが責任を持って会長になってくださいという担保を取っている。
- 【斎藤】当年度の役員の中から推薦で決める、というようにすれば簡単で良いのでは。役員以外 から選出することが困難、という想定をする必要はないのでは。
- 【大上】会則第9条で、会長の選出にあたっては住民のみんながなれる仕組みになっている。これは、手を挙げなかった場合の担保である。
- 【中西】役員の再任を妨げないという文言がある中で、当年度役員以外を優先するような表現は本則に反するので、「当年度の役員以外の」という部分を削除し、「会員から選出することが困難な場合」と修正するのはいかがか。当年度の会長の再任を妨げる要素として「当年度の役員以外の」という文言が入っているから具合が悪いので、その部分だけを削除して会員全体からとすれば、当然当年度の会長もその対象になるわけだから。
- 【結論】<u>施行細則第6条第1項の改正条文については、草津市の担当部署に相談した上で案を作成し、次回3月4日の理事会で再度審議する。</u>
- ②理事会の1週間前に正副会長会を開いて理事会で審議する内容について協議している実態がある ので、第8条として次の条文を追加する。

(正副会長会)

- 第8条 本部に、会議体として正副会長会を置く。
- 2 正副会長会は、会長および副会長で構成する。
- 3 正副会長会は、理事会に付議する事項を協議する。
- 【中西】会議体として明文化すると、組織上どこになるかということで、順位序列が決まってくる。組織上、理事会の下に入る会議体が理事会の前に開かれて、理事会で審議する議案をチェックするのはおかしい。ややこしいから、これは明文化しない方が良い。
- 【金馬】会議体として明文化すると、外部から分かるように議事録を出さないといけなくなる。
- 【中西】理事会は審議するし議論するし、議事録があり、決まったことには責任を持つ。これはその前段階の根回し・打合せみたいなものではないのか。
- 【中原】理事会の配布資料は会長名で出ているが、本来は正副会長会の名前で出すべきだと思われる。正副会長会で協議した結果が、理事会の資料として出てくる。ところが正副会長会に関する規定がないので、施行細則に明記しようとしている。
- 【中西】そうであれば、本則に明記すべきではないか。施行細則だけでは具合が悪い。
- 【舟木】あえて正副会長会の名前は入れなくても、そういう仕組みでやっているということで良いのではないか。そこまで拘らなくても良い。
- 【中西】議事録をとって会議体としての体裁を整えないといけないが、内容的には理事会の議事録とオーバーラップしてしまうので、必要のない議事録かなと思う。
- 【大上】正副会長会は単なる打合せに過ぎないので、議事録を作成し公開するには無理があると 思う。
- 【結論】正副会長会に関する規定は追加しない。
- (3) 事務局職員就業規則(案)について

労働基準法第89条に、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成して行政官庁に届け出なければならないとあり、これには該当しないが、労働基準法の趣旨から就業規則を制定するのが適切であろうということで、就業規則(案)を作成した。次回3月4日の理事会で審議して制定し、4月1日からの適用としたい。

以上